

# 平成21年度の地方財政についての意見(概要)

平成20年12月10日  
地方財政審議会

## 地方交付税等の一般財源の総額の充実確保

- ▶ 地方公共団体は、地域住民の生活を支える基礎的なサービスを確保し、地方の元気を回復しその底力を発揮できるよう、自主的・主体的な施策を講じる必要
- ▶ 次の点に留意しつつ、必要な地方税、地方交付税等の一般財源の充実確保、特に、地方交付税の増額を図るべき
  - ①地方財政計画のより適切な財政需要の積み上げと地方交付税の増額
    - ・ 地方六団体の意見も真摯に受け止めて、地方財政計画の歳入歳出を洗い直し、必要な財政需要を適切に積み上げ、一般財源を確保すべき
    - ・ これに伴って必要となる地方交付税については所要の増額を図るべき
  - ②急激な税収の減少等への確実な補てん措置
    - ・ 景気後退や「生活対策」の実施に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について確実な補てん措置を講じること
  - ③臨時財政対策債発行額の急増への対応
    - ・ 大幅な税収の減少等により、急増する臨時財政対策債について、地方共同の金融機構による引受けも含め、適切に対応する必要

## 地方共同の金融機構の創設

- ▶ 新たな機構は創設せず、次のとおり現地方公営企業等金融機構の貸付対象事業の見直しにより対処する
  - ・ 一般会計債を含む全ての地方債の資金を貸付け対象
  - ・ 貸付対象事業や貸付枠は、機構が自主的に決定
  - ・ 国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない
  - ・ 当面、現機構の枠組みにより可能な融資枠の範囲で貸付け

## 地方税の充実強化

- ▶ 社会保障に係る地方の役割を的確に果たしていくためにも、地方消費税の充実を含め、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築する必要

## 第三セクター等の改革

- ▶ 第三セクター等の事業の整理・再生を行うに当たっては、当面の資金手当等のための地方債措置を時限的に可能とするための法的措置を講じるべき